

令和4年度第2回伊勢原市人権施策推進委員会 議事概要

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和4年11月1日（火曜日）午後2時～午後4時

〔開催場所〕 伊勢原市役所3階 議会全員協議会室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員長、井出副委員長、杉山委員、石塚委員、早乙女委員、
三武委員、福田委員、和田委員、成田委員、西尾委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長ほか職員3名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

《審議の経過》

1 開会

2 議題

- （1）パートナーシップ宣誓制度（案）のパブリックコメントの実施結果について
パブリックコメントの実施結果について事務局から説明し、協議した。
- （2）犯罪被害者等支援施策について
犯罪被害者等支援施策について事務局から説明し、協議した。
- （3）DV被害者支援事業について
DV被害者支援事業の実施状況について事務局から説明し、協議した。
- （4）市民相談事業について
市民相談事業の実施状況について事務局から説明し、協議した。
- （5）その他
現委員の任期が令和4年度末までなので、来期以降のことについて個別に
相談させていただきたい旨、報告した。

※主な意見・質疑の内容は別紙のとおり

以上

議題

(1)パートナーシップ宣誓制度(案)のパブリックコメントの実施結果について

【主な意見】

- 同性カップルの子どもは養育上問題があるという意見については、少なくとも科学的には証明されていないと認識している。以前と比べると、離婚などで母親だけ、もしくは父親だけに育てられた人が多くなってきているように思うが、一方の親だけに養育された子どもが、そのことだけをもって、精神的に不安定になる等といったことはないと思っている。それと同様、同性カップルの子どもだからと言って、そのことだけをもって養育上問題があるということはないと、個人的には認識している。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	パブリックコメントでいただいた意見については、直接回答するのか。	個別の回答はせず、ホームページに意見の要旨と市の考え方を掲載します。
2	民間事業者のサービスについてはどう扱うのか。	パートナーシップ宣誓によって利用可能になる行政サービスの他に、民間事業者が実施しているサービスも受けられる場合があるということは周知していきたいと考えています。
3	人口10万人に対して意見が6件というのは、どう捉えているか。	ホームページへの掲載や公民館等への配架、くらし安心メールでの周知等を実施した結果、一定程度の反響はあったと考えております。
4	利用可能な行政サービスはいつの時点で公表するのか。	令和5年5月1日または5月15日号の広報いせはらに概略を掲載して、同時に詳しい情報をホームページに掲載したいと考えています。
5	子どもも含めた制度設計については考えているか。	ファミリーシップという形で、子どもも含めて認定している自治体もありますので、まずは当事者同士という形で制度を導入し、当事者の要望なども踏まえながら検討していきたいと考えております。

(2)犯罪被害者等支援施策について

【主な意見】

- 保護観察所から、しよく罪指導プログラムというものが出されている。保護司はこのプログラムに沿って活動していくが、被害弁償、謝罪等について、指導しながら促すような内容になっている。ただ、大きな金額を一気に弁償できることは少なく、一生かかって弁償するよう指導をしていくことになると思われる。保護司会としても、今まで実施していなかったことに踏み込んでいくことになる。
- 刑法理論では、被害者と加害者の和解という考え方が学説では強い。基本的には完全な和解というのはありえないと思われるが、お互い憎み合っている状態を少しでも改善することを目指すというものである。弁償金については、加害者側は弁償能力が低いことが多いが、わずかながらでも弁償していくことは被害者側の心証という点でも重要である。
- 窃盗の被害については、国の支援制度でも対象には入っていないので、伊勢原市が独自の考えに基づき対象にしにくいと思うので、その点は仕方ないと思う。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	県の生活資金貸付の返済についてはどのような決まりがあるか。	返済については、県では個別に相談しながら対応していく、とのことです。
2	市の支援金制度は貸付なのか、給付なのか。	被害に応じた定額の給付を行います。
3	被害に遭われた人は国の給付金、県の貸付金、市の支援金、全ての支援を受けられるということでしょうか。	要件に該当すれば全ての支援を受けることができます。国の給付は申請から6ヶ月程度と時間を要することから、そこを補うためにも市では申請後、速やかに支給することをめざします。
4	専門相談の利用回数についてはどのくらいを考えているのか。	ある程度の回数を設定し相談を受けていただけるようにしたいと考えています。
5	支援対象者に窃盗の被害者が入っていないのはなぜか。	制度の趣旨として、人の生命又は身体を害する行為による被害として、犯罪による死亡や重傷病、性被害に対する支援を行っていくことを考えています。経済的な被害に対する支援については、知能犯による被害を基本に考えています。
6	詐欺が支援対象になっているのは、単に財産を取られたということではなく、だまされたことによる精神的被害を重視するということか。	御指摘のとおりで、精神的な被害に対し、専門相談(法律相談、カウンセリング)による支援を行います。

(3)DV被害者支援事業について

【主な意見】

● 女性相談員二人で年間350件の相談に対応するのは大変なことだと思うので、もう少し人数を増やしてもいいのではないかと。
● 相談が出来ずに埋もれてしまうケースも多いと思われるので、相談しに行きやすい体制作りは実効性を高めるのに重要だと思う。
● 高齢の夫婦で介護をする人がおらず、暴力に発展しているようなケースもある。
● 多少暴力を受けても相談しないでいる場合もおそらく多いと思うので、そういう人たちが相談しやすいように、あるいは相談する勇気を持ってもらえるよう、どこに相談に行けばいいのかわかるように周知していくことは重要だと思う。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	DV被害者は自分から被害を受けていることを発信することが難しいと思うが、どういう形で相談に来られるのか。	基本的には御自身で相談を受けに来ていただいておりますが、他の部署での相談を通じてDV相談の窓口につながることもあり、状況は様々です。
2	DVの件数については、男性から女性へという方が圧倒的に多いのか。	男性から女性へのDVが割合としては多くなっています。
3	相談に来ると具体的にどういうことをしてもらえるのか。	ケースによって様々ですが、例えば身体的暴力が酷くて身体・生命に危険が及ぶおそれが高いような場合は、シェルターにつなぐなどの対応をしています。

(4)市民相談事業について

【主な意見】

- 市民相談事業という事業名なので、全庁的な相談の状況が分かるような資料になっている必要があると思う。事業の対象数と単位当たりコストも、事業によってかなりバラツキがあるのが疑問である。各課で実施している人権に関する相談の事業費や件数等を網羅的に把握した上で、これまでの取組状況や次年度のに向けた考え方を示していくような形で、人権に関わる事業の総合調整の役割を果たしてもらいたい。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	どこに相談に行けばいいかわからない、という人は、まずは人権・広聴相談課に相談に行くように促してよいか。	お話を伺って、しかるべき担当部署を御案内する、ということもしていますので、どこに相談に行けばいいかわからないという場合も、相談していただいて構いません。
2	人権・広聴相談課だと、何をしている部署かわかりにくいので、市民相談課など市民にわかりやすいような課名にできないか。	以前は市民相談課という課名でしたが、色々な業務をこなすようになってきたことで、現在の組織名となっています。県内自治体の状況を見ましても、市民相談だけを担当しているという部署は少なくなってきているように思います。